

【平成31年度】

栗原市小規模事業者経営改善資金(マル経)融資
利子補給補助金のご案内

市内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、資金融資を受けた小規模事業者に対し、借入資金の利子の一部を市が補助します。

Ⅰ 対象者の要件

市内商工会の推薦により小規模事業者経営改善資金（マル経資金）を借り入れた小規模事業者で、法人にあっては、交付申請時において、市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有し、個人にあっては、市内に1年以上住所を有し、かつ、市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる小規模事業者で、法人代表者または個人事業主が市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない方が対象となります。

Ⅱ 利子補給対象となる資金と補助内容

・ 利子補給の対象となる資金

平成31年4月1日から平成32年3月31日までに借入したマル経資金

・ 利子補助交付率

年利0.36%（平成31年4月1日現在）

・ 利子補助期間 融資日から2年間

・ 利子補助申込期限 平成32年1月31日まで

※ただし、既に市から利子補給を受けている借入金の借り換えは、利子補給の対象外となります。

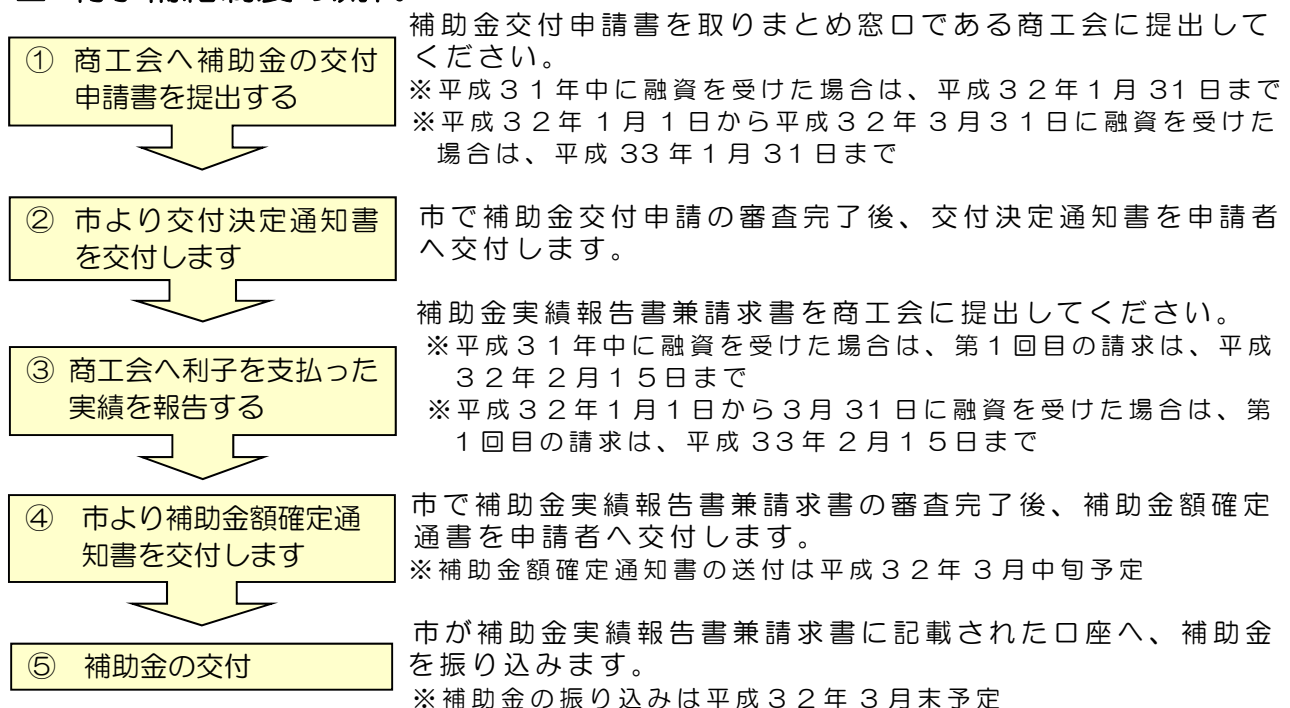
<利子補給対象分>

【例】融資 1,500万円

新規 1,000万円

既存債務返済分 500万円
(マル経・中小企業振興資金等)

Ⅲ 利子補給制度の流れ



お問い合わせは、裏面をご覧ください。☞

- お問合せ先
- 栗原市役所 商工観光部 産業戦略課
電話：0228-22-1220 FAX：0228-22-0315
Eメール sangyo@kuriharacity.jp
 - 栗原南部商工会
電話：0228-22-3611
 - 若柳金成商工会
電話：0228-32-3100
 - 栗駒鶯沢商工会
電話：0228-45-2191
 - 一迫花山商工会
電話：0228-52-3300